

第49回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	令和2年6月19日、資料郵送による開催とする。 ※郵送により質問を受けたものを第50回開催時に回答したもの。	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事 (1) 抽出工事等の審議について (2) 第50回委員会開催に伴う抽出委員の指定について (3) その他 	
委 員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 八木 庸一 (税理士) (出席) 委員 藤本 晃嗣 (大学教員) (出席) 委員 海藤 隆之 (弁護士) (出席) 委員 若桑 昭男 (公募委員) (出席) 委員 岡村 愛子 (公募委員) (出席)	
審議対象期間	令和2年1月1日～令和2年4月30日	
抽出案件	5件 (対象工事総件数5件)	
制限付 一般競争入札	5件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教受第10号 豊浦中学校区統合小学校増築及び改修 (機械設備) 工事 ・ 特豊補第3号 月岡処理区 (a37-1) 管渠工事概算設計 (全体) ・ 浄水第1号 深井戸2号取水ポンプ取替工事 ・ 改整第15号 配水管入替2-15工区 (開削) 工事 ・ 改整第13号 配水管入替2-13工区 (開削) 工事
公募型 指名競争入札	0件	
通常 指名競争入札	0件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具 申内容		
その他	傍聴者 名	

意見・質問	回答
<p>・第48回にご意見、質問のあった案件への回答</p> <p>公募ランクを変更する場合、建設工事入札参加資格審査規程第12条に「別に定めがある場合を除き、別表のとおりとする」とあるが、これらのランクの変更は、「別に定める場合」に該当するのか。別に定める場合とはどのような場合か。資料があれば次の会議で提示してほしい。</p> <p>総合評価落札方式について、他の事例などの資料を集めて分析してほしい。</p>	<p>表立って「別に定める」ところはない。しかし、文面からランクを変える場合が想定される。ランクを変えれば入札が不調になった場合が考えられる。皆様にお配りしている法令や条例の載った冊子の中に「新発田市入札制度実施事項」というタイトルのものがある。そこに表があり「2公正な競争の促進」→「④再度入札の回数及び不落随契の廃止」→「(2) 不調の場合」とあり、「(ア) 発注ランクを上げる又は地域要件を拡大して再度公告入札を行う。この場合、初度入札に参加したものは再度公告入札に参加できない。」とある。つまり、初度の入札で入札に参加するものがなく入札が不調になった場合、ランク等を上げて参加者を募るとした内規がある。</p> <p>県内での弊社と人口規模が同程度では、今年の4月現在で新発田市9万6千人なので、三条市9万6千人、柏崎市8万2千人、燕市で7万9千人の3市があげられる。評価項目は、三条市、燕市、柏崎市ともにほぼ新発田市と同じで、一部違う箇所とすれば、柏崎市で、ボランティア活動、ハッピーパートナー企業の登録の有無での評価項目がある。弊社も、ワークライフバランスの推進に向け、健康経営を促進する制度の加点を考えている。それぞれの市での総合評価落札方式の昨年度、取組実績は三条市と柏崎市が取組なし、燕市が1件の実績であり、総合評価落札方式の実績件数は極端に少ない状況であった。市はこれまで総合評価落札方式は見直しを行いながら進めてきている。直近では平成28年度において、一部点数の見直しを行い、簡易実績型、簡易提案型ともに技術評価点を3点</p>

意見・質問	回答
<p>・開催に先駆けての質疑応答</p> <p>第3三半期の契約等の状況で平均落札率の傾向に注視してほしい。(第47回95.07%、第48回96.05%、第49回97.20%、第50回95.80%) ※加重平均</p> <p>公共工事の品質確保が求められている現況で総合評価に値すると思われる2件の工事に総合評価が適用されていない。総合評価落札方式移行への考え方及び前回、前々回の総合評価落札方式適用工事とのバランスについて説明してほしい。</p>	<p>上げ、代わりに価格評価点を減らした。現在の技術評価点は簡易実績型で18点、簡易提案型で23点としており、また、国のマニュアルでは市区町村向け簡易型の評価基準設定においては一般的には10～30点を標準としている。現在の市の技術評価点は新潟県や他市町村との状況の差異はない状況で、まずは今の点数が現状では適当であると考えている。今後も他市の状況や社会状況を鑑みながら進めてまいりたい。</p> <p>落札率については、単純平均落札率(それぞれの落札率を足して個数で割る)と加重平均落札率(契約金額の総合計を設計額の総合計で割る)があり、入札監視委員会の資料としては加重平均を採用してきた。しかし、48回からは国の入札等実態調査へは単純平均を報告していることから、参考として単純平均を併記する扱いとした。おっしゃる通り加重平均落札率は、上がってきているが、単純平均落札率はほぼ横ばいか、僅かに上昇傾向である。</p> <p>(第47回95.01%、第48回95.32%、第49回95.34%、第50回95.43%) ※単純平均</p> <p>総合評価落札方式の選定については、年度当初、工事担当課で総合評価落札方式の案件を選択している。担当課で工事における様々な要素について検討した結果であると考えている。例えば、議会案件により工事のスケジュール調整が困難であったり、県道部における施工に伴い、県との調整があり早急に施工する案件だったり、工事の案件によって事情があるものとする。総合評価落札方式は、</p>

意見・質問	回答
<p>(1) 抽出工事等の審議について</p> <p>① 制限付一般競争入札</p> <p>No.1 再度入札の理由は、入札者全員の予定価格オーバーであると思われるが初度入札(金額4720万円)、再度入札は翌日(金額4480万円)。1日程度で240万円の対応ができる契約金額について疑問に思う。</p> <p>初度入札の無効の理由について知りたい。</p>	<p>平成17年4月から施行された「品確法」「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を基に、「価格と品質で総合的に優れた調達」を行う目的に導入しているが、国や県の機関で80%以上が導入していると聞いている。県内の市町村においても導入はしているものの、実施件数は伸びていないと聞いている。まだまだ今後の状況によっては評価基準、運用面での見直しが生じると考える。また、総合評価落札方式は発注者や企業側の事務量が過大になっているなど、問題点も多いため、早期に全件数に移行するのは困難であると考えています。実際、弊社においては、新潟県内では総合評価落札方式の工事件数の割合が実績でトップクラスに位置している。総合評価落札方式を全数適用とする考え方は理想的には良いと思うが、工事の特性や実務上の課題もあり、一朝一夕にはいかない。努力していることはお伝えしておく。</p> <p>初度入札は無効を含めた4社が全員オーバーであった。再度入札は内訳書の提出が必要ないため、何を下げたのかの詳細は不明である。ただ、再度入札で1割程度下げることにはよくあることである。現にこの入札では、再度入札に参加したもう1社も同程度(約5%)下げて再度入札している。おそらく企業努力できる部分を再度見直し、再入札しているものと思われる。</p> <p>無効の理由については、内訳書の不備である。工事内訳書の作成要領があり、中科目までのレベルを求めている。そのレベルに達していなかったものである。</p>

意見・質問	回答
<p>初度入札の辞退の理由について知りたい。</p> <p>No.2にて1者が辞退したこととで2者の入札金額による決定となっている。要件6（10者以上の参加者を期待）との関わりで請負者ランクCの事業者（新発田市発注 土木一式工事）の総数とその中に何社に応募指名をしたのか教えて欲しい。</p> <p>辞退した1社はなぜ辞退したのか。</p> <p>(2) 第50回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <p>(3) その他</p>	<p>初度の入札時に全員オーバーで不落となった場合、翌日に再度入札をする。不落後の再度入札をするとの通知の際に、初度の最低入札価格と一緒に通知する。つまり、初度の最低入札価格がわかるので、それ以下の価格を再度入札で提示できない者については辞退するしかなくなる。</p> <p>一般競争入札なので、応募指名はない。今回の条件で市内・土木一式工事・Cランクの業者は当市名簿には23社あり、全員が参加可能である。</p> <p>今回辞退した1社は元年度に9件落札しており、技術者の配置などの関係で辞退したものである。</p> <p>第49回の5件がすべて審議対象となったため、第50回も第49回の抽出委員だった若桑委員を指定する。</p> <p>人事異動による事務局体制の紹介</p>